

兵庫県廃棄物処理計画の進捗状況と課題

I 現計画の基本事項

1 計画の位置づけ・性格及び目標年次

(1) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおり。

- 「21世紀兵庫長期ビジョン」の中で、目指すべき社会像の一つとして「環境優先社会」を掲げ、これを具体化するものとして「持続可能な循環型社会」の形成を目指す「ひょうご循環社会ビジョン」を平成13年5月に策定。

「第5次兵庫県環境基本計画」（平成31年2月策定）の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画として、兵庫県廃棄物処理計画を位置づけている。

- 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画。

(2) 計画の性格

本計画は、本県の今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、以下の性格を併せ持つ。

- ① 本計画は、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針である。
- ② 一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県分別収集促進計画」の基本となる計画である。
- ③ 産業廃棄物対策の観点からは、事業者や処理業者の指導等のための指針である。
- ④ 各種リサイクル関連法に基づく個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すものである。

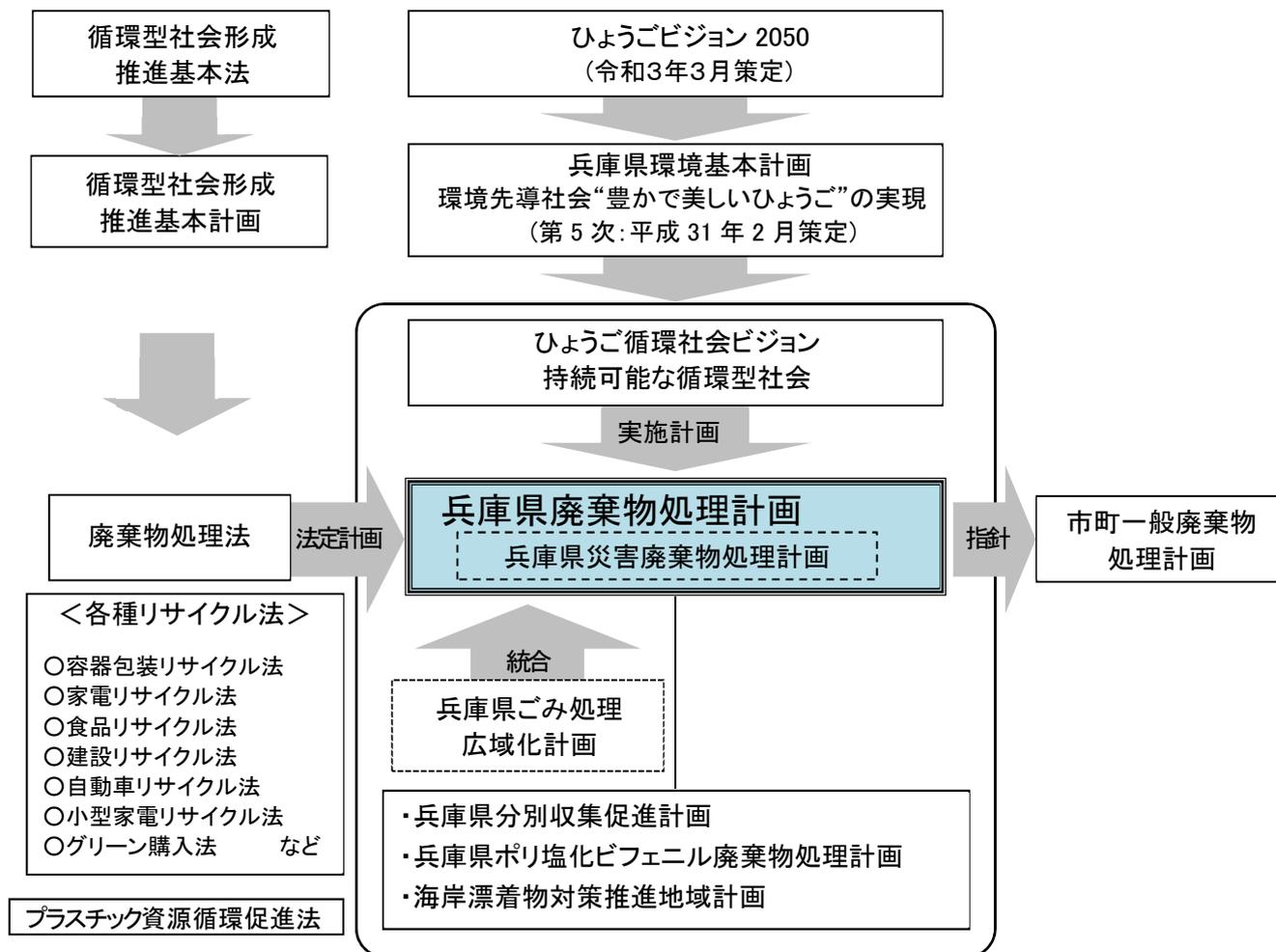


図1 計画の位置づけ

(3) 計画の目標年次

本計画は、令和7年度（2025年度）を最終目標年度とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、中間目標年次の令和2年度（2020年度）の状況を踏まえ見直すこととしている。

Ⅱ 廃棄物の排出及び処理の状況

1 一般廃棄物

(1) 排出量

1) 県内の排出状況

① ごみ総排出量

- 平成 24 年度以降、ごみ総排出量は一貫して減少傾向にあり、令和 2 年度のごみ総排出量は 1,815 千 t と、平成 24 年度 (2,034 千 t) から 219 千 t (△10.8%) 減少している。
- 1 人 1 日当たりごみ総排出量についても減少傾向を示しており、令和 2 年度では 901g/人・日と、平成 24 年度 (984g/人・日) から 83g/人・日減少している。

◎ごみの排出量の定義

「排出量」＝「計画収集量（市町等が収集する量）」＋「直接搬入量（市町等の処理施設に直接搬入された量）」

「ごみ総排出量」＝「排出量」＋「集団回収量」

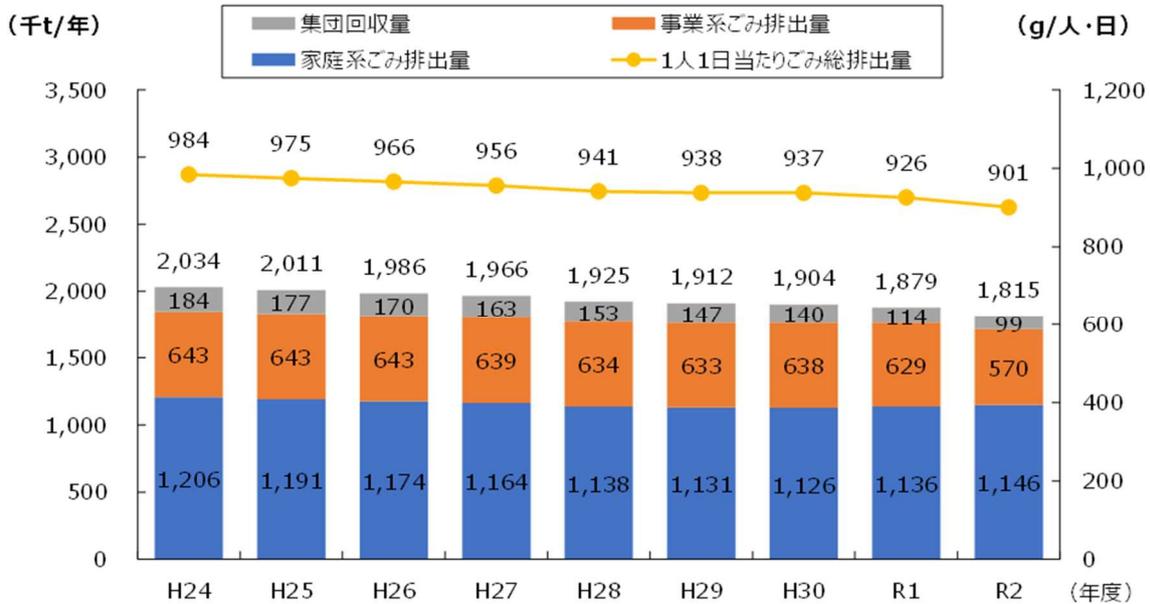


図 2 ごみ総排出量の推移 ※R1 以降、集団回収量の集計方法を変更

表 1 県内 7 市の県全体に占めるごみ総排出量の状況 (令和 2 年度)

	兵庫県	県内 7 市	県内 7 市以外の市町
総人口	5,519,589 人 (100)	3,803,799 人 (69)	1,715,790 人 (31)
ごみ総排出量	1,814,640 t/年 (100)	1,261,456 t/年 (70)	553,184 t/年 (30)
家庭系	1,145,933 t/年 (100)	784,096 t/年 (68)	361,837 t/年 (32)
事業系	569,753 t/年 (100)	409,280 t/年 (72)	160,473 t/年 (28)
集団回収	98,954 t/年 (100)	68,080 t/年 (69)	30,874 t/年 (31)
1人1日当たり排出量	901 g (100)	909 g (101)	883 g (98)
家庭系	569 g (100)	565 g (99)	578 g (102)
事業系	283 g (100)	295 g (104)	256 g (91)
集団回収	49 g (100)	49 g (100)	49 g (100)

※ 括弧内は、兵庫県全体の値を 100 とした場合の数値

※ 県内 7 市は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市を指す。

※ 人口は外国人を含む。

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収量は含まない）

- 令和2年度の家庭ごみ排出量は1,146千tとなっており、平成24年度（1,206千t）から60千t（△5.0%）減少している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和元年度以降は増加傾向を示しており、平成30年度と令和2年度の間で20千t（1.7%）増加している。
- 令和2年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は569g/人・日と、平成24年度（584g/人・日）からは15g/人・日減少しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大前の平成30年度の554g/人・日からは約15g/人・日増加（約2.6%増）している。
- 平成30年度と令和2年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の増加率を見ると、県内7市では約1.7%増に対して、県内7市以外では約4.6%となっており、都市部よりも郊外にある市町の方が増加傾向は強い。
- 令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症による外出自粛に伴い在宅時間が増えた結果、自宅での食事回数の増加や宅配サービスの利用拡大等による資源ごみ（ペットボトル、容器包装プラスチック類）の増加、外出自粛の機会を利用して断捨離する人が増える等による不燃ごみや粗大ごみ等の増加につながっていると推測される。

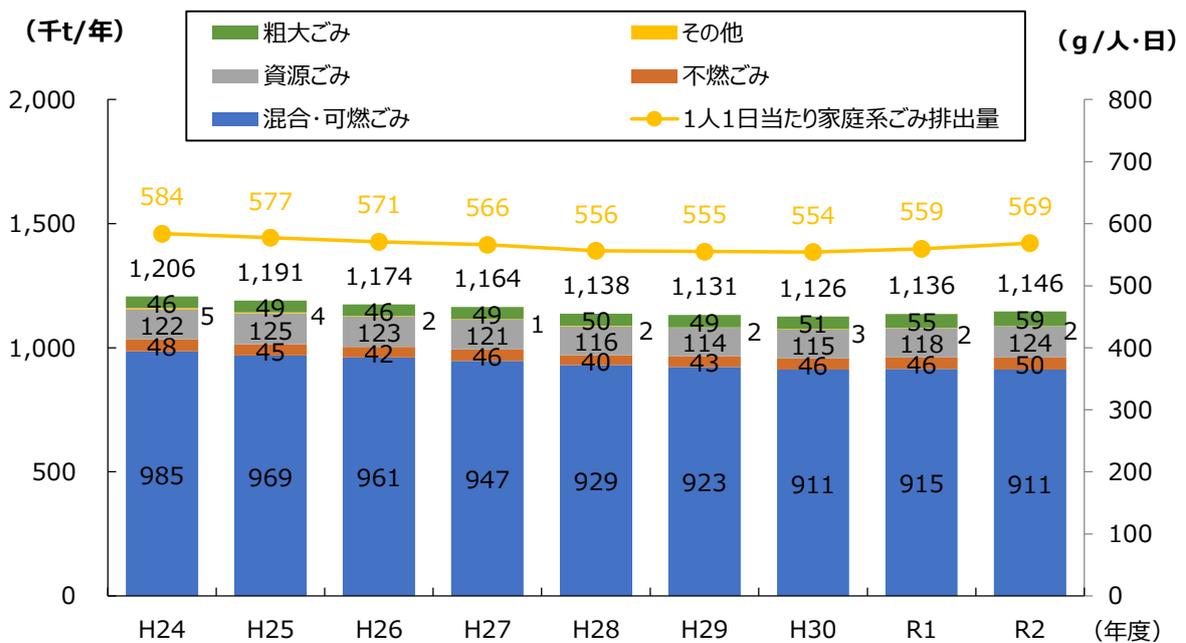


図3 一般廃棄物（家庭系ごみ）排出量の推移

③ 1人1日当たり事業系ごみ排出量

- 令和2年度の事業系ごみ排出量は570千tとなっており、平成24年度(643千t)から73千t(△11.4%)減少している。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、平成30年度から令和2年度の間で68千t(△10.7%)減少している。
- 令和2年度の1人1日当たり事業系ごみ排出量は283g/人・日と、平成24年度(311g/人・日)から28g/人・日減少しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大前の平成30年度の314g/人・日からは約31g/人・日減少(△9.9%減)している。
- 平成30年度と令和2年度の1人1日当たり事業系ごみ排出量の減少率を見ると、県内7市では約11.5%減に対して、県内7市以外では約4.7%となっており、郊外部よりも都市部の市町の方が減少傾向は強い。
- 令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症による外出自粛に伴い、オフィス等の人の活動が減ることで、外出先での消費が減少し、飲食業や宿泊業を中心に可燃ごみ等の排出量の大幅な減少につながっていると推測される。

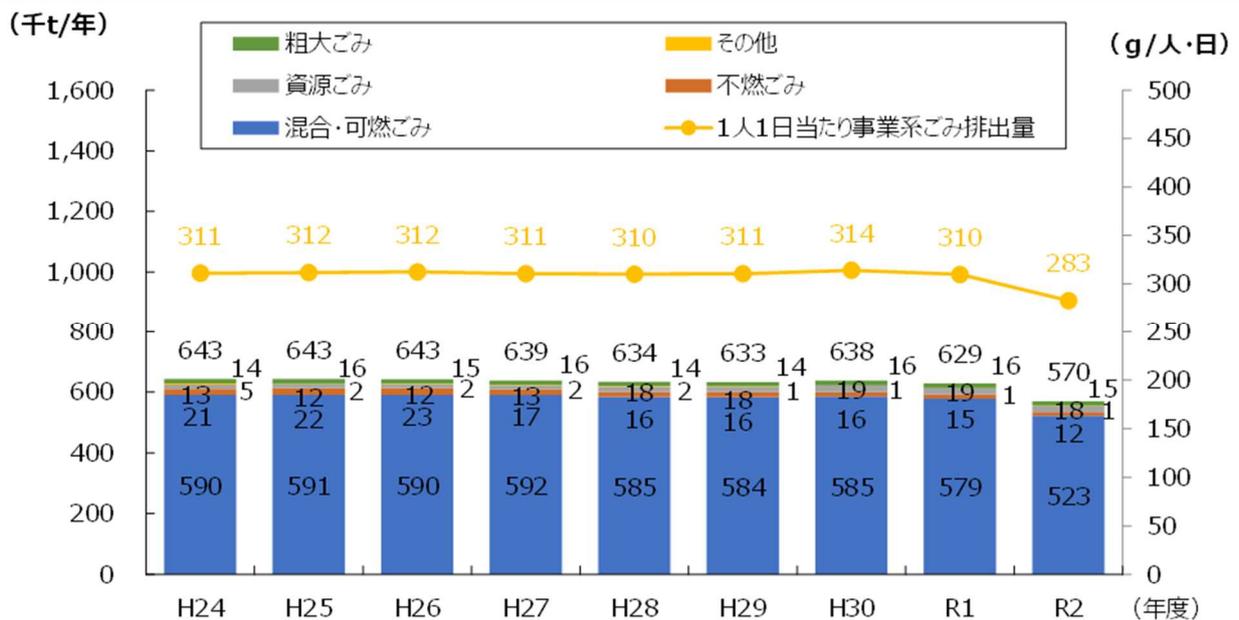


図4 一般廃棄物(事業系ごみ)排出量の推移

2) 全国平均との比較

① 1人1日当たりごみ排出量（集団回収量は含まない）

- 1人1日当たりごみ排出量の全国平均値と比較すると、県平均は総じて低い値で推移してきたが、近年、全国平均との差が小さくなってきている。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国平均と同様に令和2年度で大幅に減少し、852 g/人・日まで減少している。
- 令和2年度の都道府県別の1人1日当たりごみ排出量は、全国10位である。

(g/人・日)

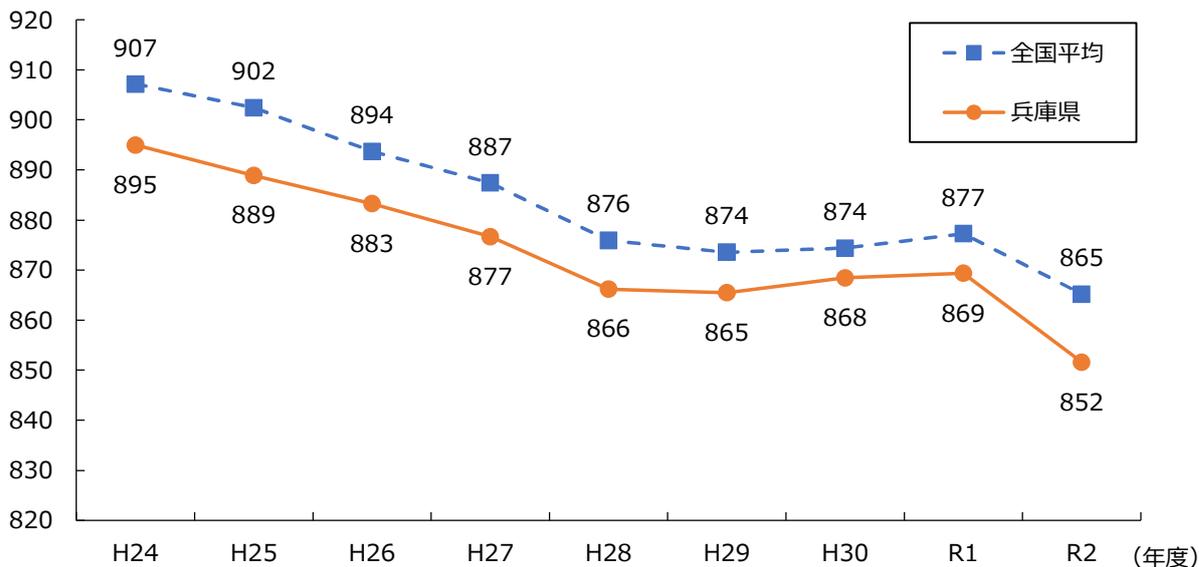


図5 1人1日当たりごみ排出量の推移

資料) 「全国平均」 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」
 「兵庫県」 兵庫県：「兵庫県の一般廃棄物処理」

(g/人・日)

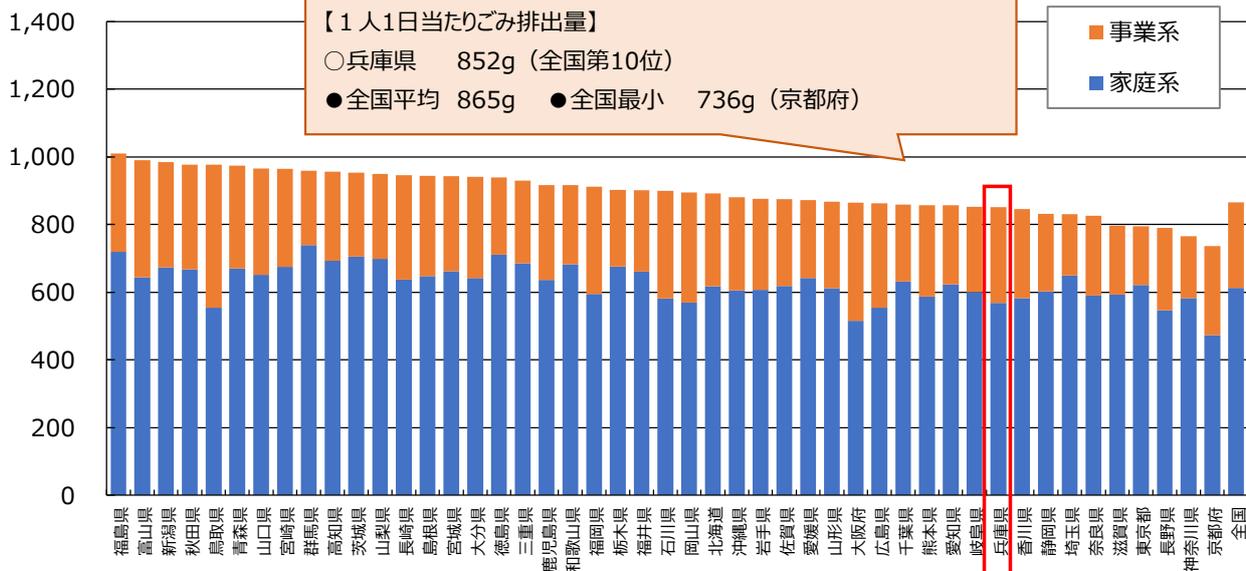


図6 1人1日当たりごみ排出量の比較（令和2年度実績）

資料) 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和2年度実績）

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収量は含まず、資源ごみは除く）

- 1人1日当たりごみ排出量の全国平均値と比較すると、県平均値は総じて低い値で推移しており、近年、全国平均との差が小さくなってきている。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国平均と同様に令和2年度で大幅に増加し、約507g/人・日となっている。
- 令和2年度の都道府県別の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、全国12位である。

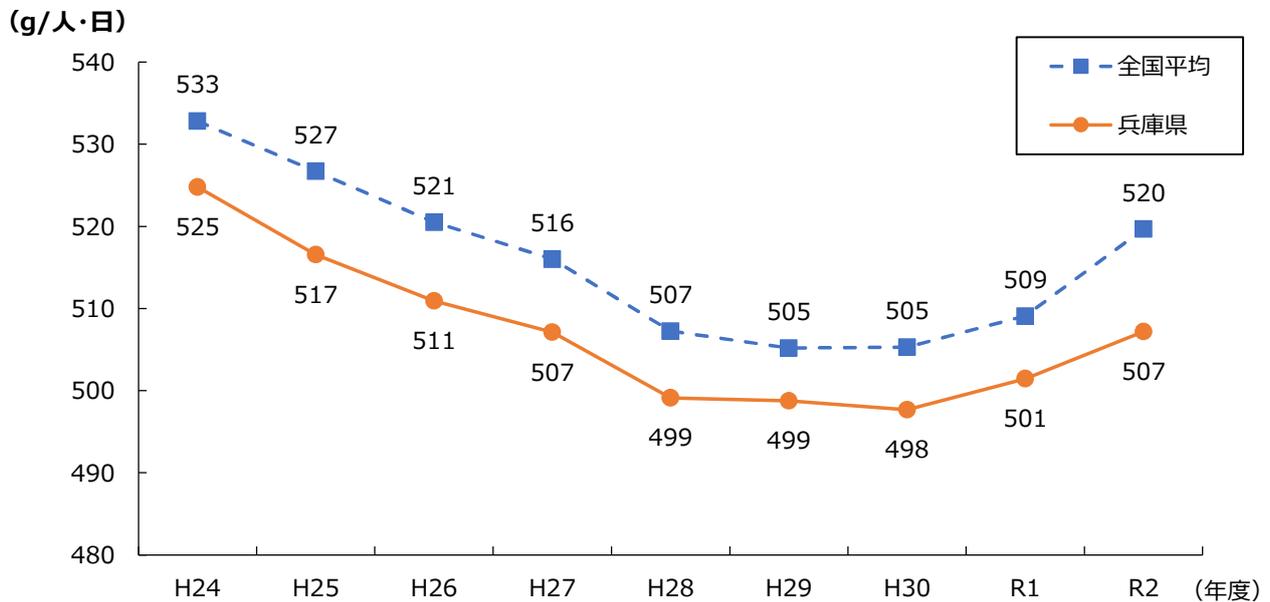


図7 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移（集団回収量は含まず、資源ごみは除く）

資料) 「全国平均」 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」
 「兵庫県」 兵庫県：「兵庫県の一般廃棄物処理」

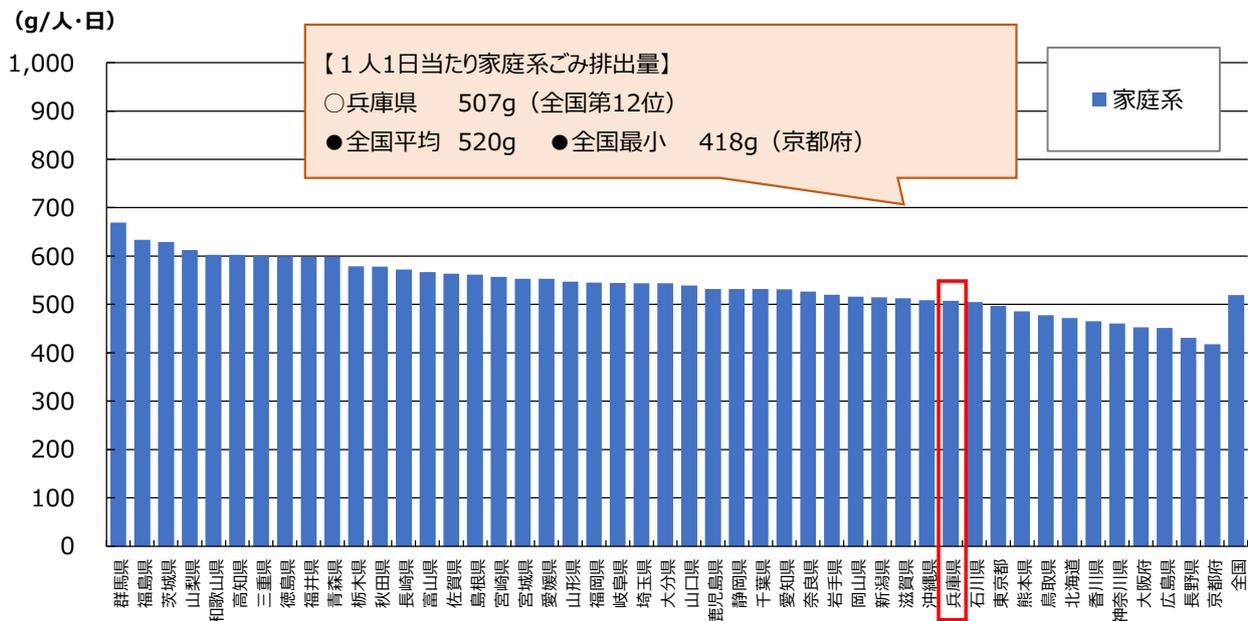


図8 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較（令和2年度実績）

資料) 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和2年度実績）

③ 1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）

- 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均値と比較すると、県平均値は総じて高い値で推移してきたが、近年、全国平均との差はほぼ一定で推移している。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国平均と同様に令和2年度で大幅に減少し、約274g/人・日となっている。
- 令和2年度の都道府県別の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、全国34位である。

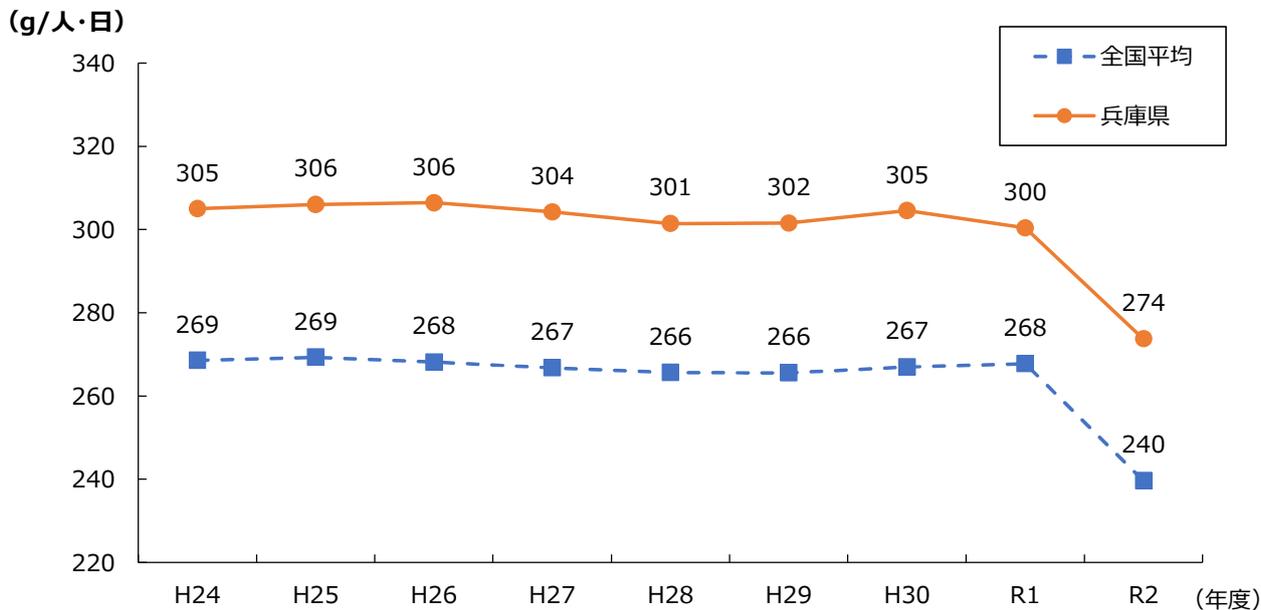


図9 1人1日当たり事業系ごみ排出量の推移（資源ごみを除く）

資料) 「全国平均」 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」
 「兵庫県」 兵庫県：「兵庫県の一般廃棄物処理」

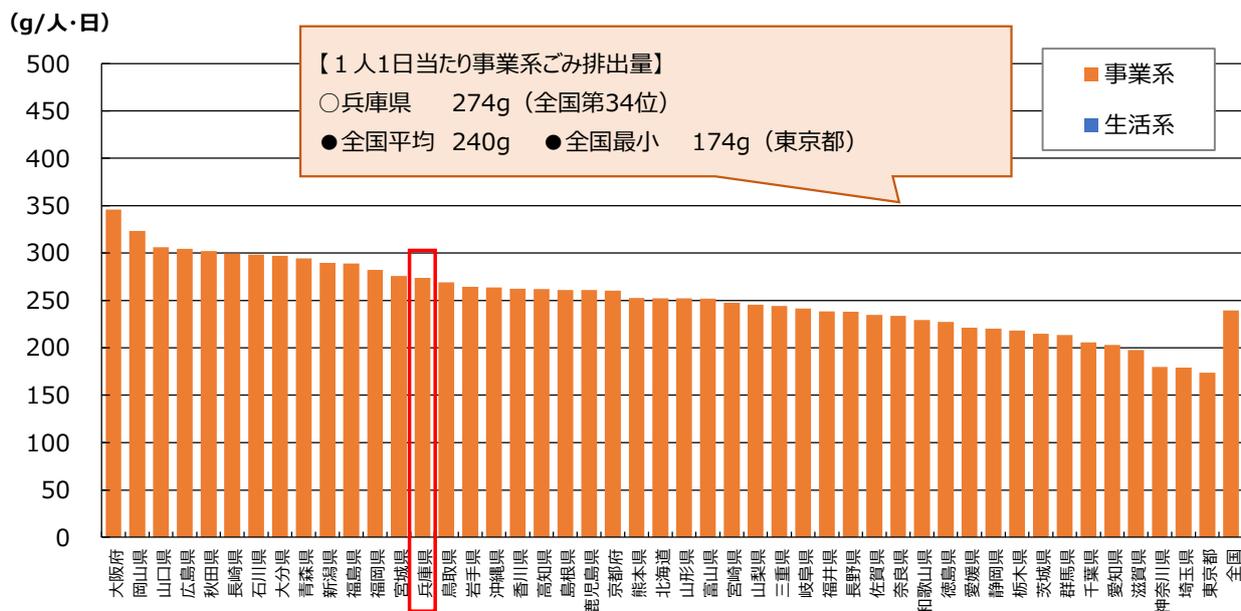


図10 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較（令和2年度実績）

資料) 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和2年度実績）

(2) 再生利用量

1) 県内の資源化状況

- 再生利用量は平成 24 年度以降、緩やかな減少傾向を示していたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少傾向となっている。
- 再生利用量の内訳をみると、市町が回収する資源化量は、平成 30 年度と令和 2 年度の資源化量の割合として、県平均で約 3.4% 増となっている。これは外出自粛に伴い、自宅での食事回数の増加や宅配サービスの利用拡大、及び民間による自主回収への持ち込み機会の減少等により、資源ごみ排出量の増加につながっていると推測される。
- 一方で、集団回収量は、地域の自治会等の自主活動で運営されており、回収作業の際には対人接触となるため、市町から各団体に対して活動の自粛や中止等の要請による影響を受け、平成 30 年度と令和 2 年度の集団回収量の割合として、県平均で約 29.3% 減となっている。なお、一部自治体では集団回収量が 0 t の実績として報告している市町もあるため、今後の集団回収の活動を見守る必要がある。
- 再生利用率の分子である再生利用量は、市町等の中間処理後資源化量は増加傾向であるものの、集団回収量が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け減少したことから減少傾向にあり、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 11% 程度の減少となっている。分母であるごみの総処理量も減少傾向にあり、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 5% 程度の減少となっており、これらの影響で再生利用率は減少傾向にある。

◎再生利用量の定義

「再生利用量」＝「直接・中間処理後資源化量」＋「集団回収量」

「再生利用率」＝「再生利用量」÷「ごみの総処理量＋集団回収量」× 100

※「ごみの総処理量」＝「直接焼却量＋焼却以外の中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量」

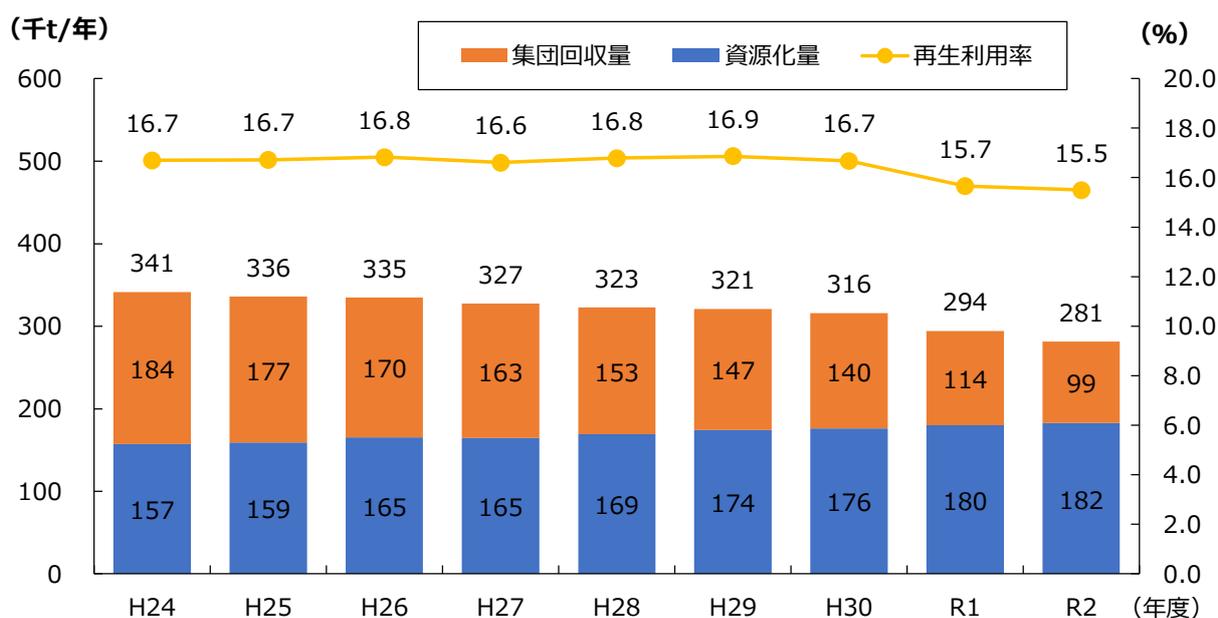


図 11 再生利用量の推移 ※R1 以降、集団回収量の集計方法を変更

表2 県内7市の県全体に占める再生利用量の状況（令和2年度）

	兵庫県		県内7市		県内7市以外の市町	
再生利用量	281,321	t/年 (100)	184,509	t/年 (66)	96,812	t/年 (34)
資源化量	182,367	t/年 (100)	116,429	t/年 (64)	65,938	t/年 (36)
集団回収量	98,954	t/年 (100)	68,080	t/年 (69)	30,874	t/年 (31)
再生利用率	15.5	% (100)	14.6	% (94)	18.5	% (120)

※ 括弧内は、兵庫県全体の値を100とした場合の数値

※ 県内7市は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市を指す。

2) 全国平均との比較

- 再生利用率を全国平均と比較すると兵庫県の方が低く、令和2年度は全国平均（20.0%）に対して兵庫県では15.5%と、約4.5ポイント低い。令和元年度以降、全国平均との差が拡大している。
- 令和2年度の都道府県別の再生利用率は、全国37位である。

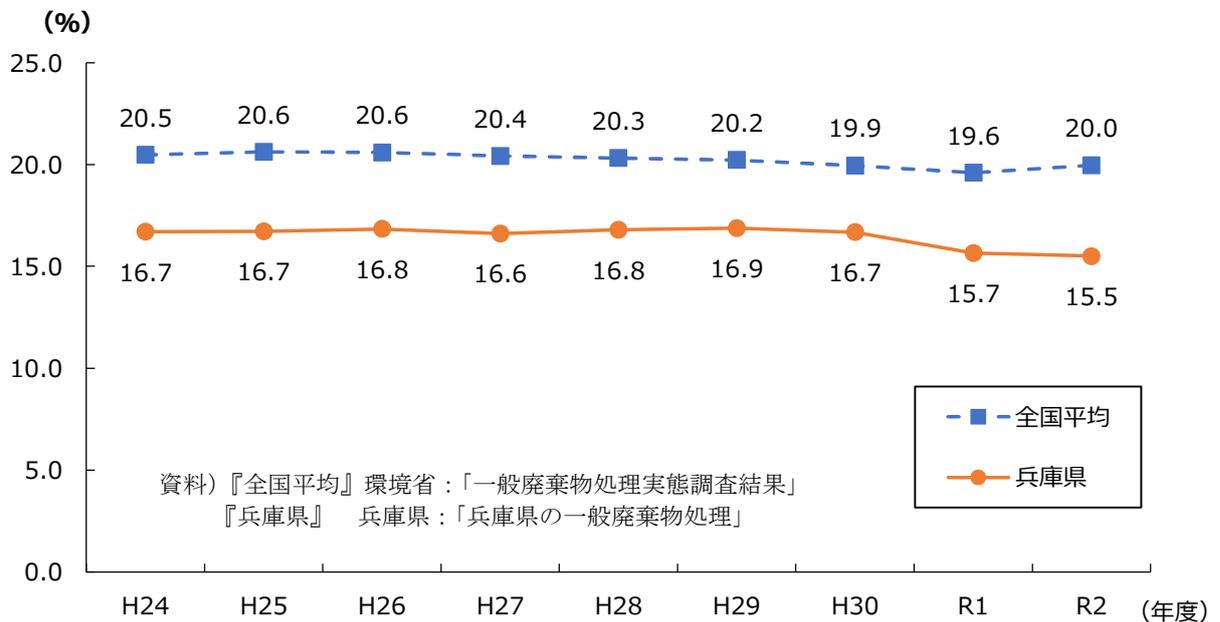


図12 再生利用率の推移

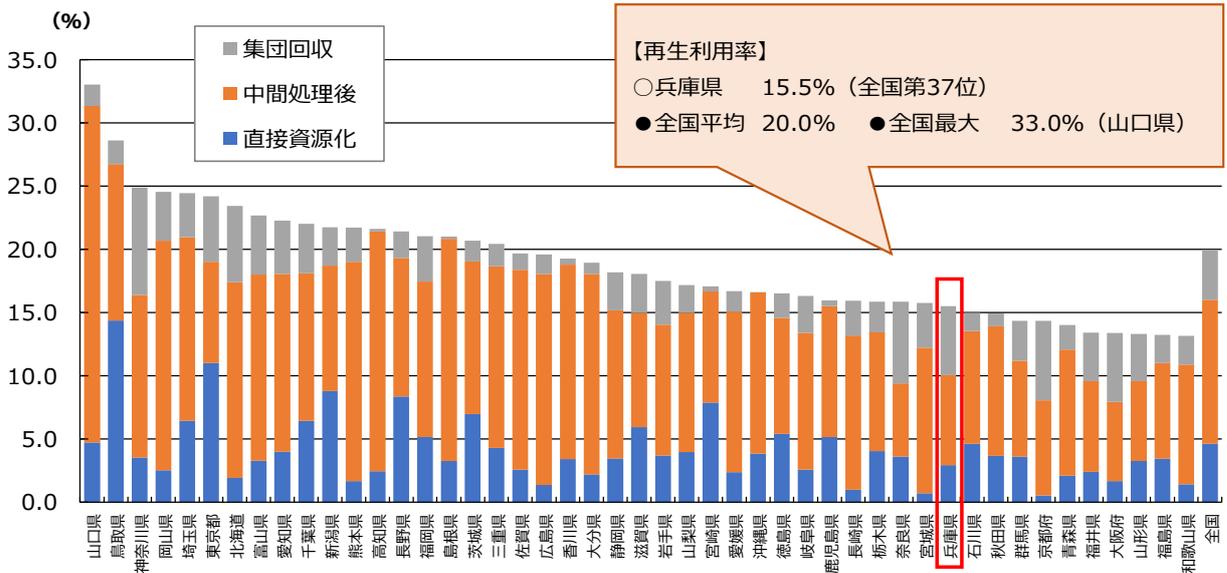


図13 再生利用率の比較（令和2年度実績）

資料) 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和2年度実績）

(3) 最終処分量

1) 県内の最終処分の状況

- 平成24年度以降、最終処分量は減少しており、令和2年度の最終処分量は206千tと、平成24年度(273千t)から67千t(△24.5%)減少している。
- 1人1日当たり最終処分量についても減少傾向を示しており、令和2年度では102g/人・日と、平成24年度(132g/人・日)から30g/人・日減少している。

◎最終処分量の定義(現行計画に準じる)

「最終処分量」＝「直接埋立量」＋「焼却残渣埋立量」＋「中間処理後残渣埋立量」

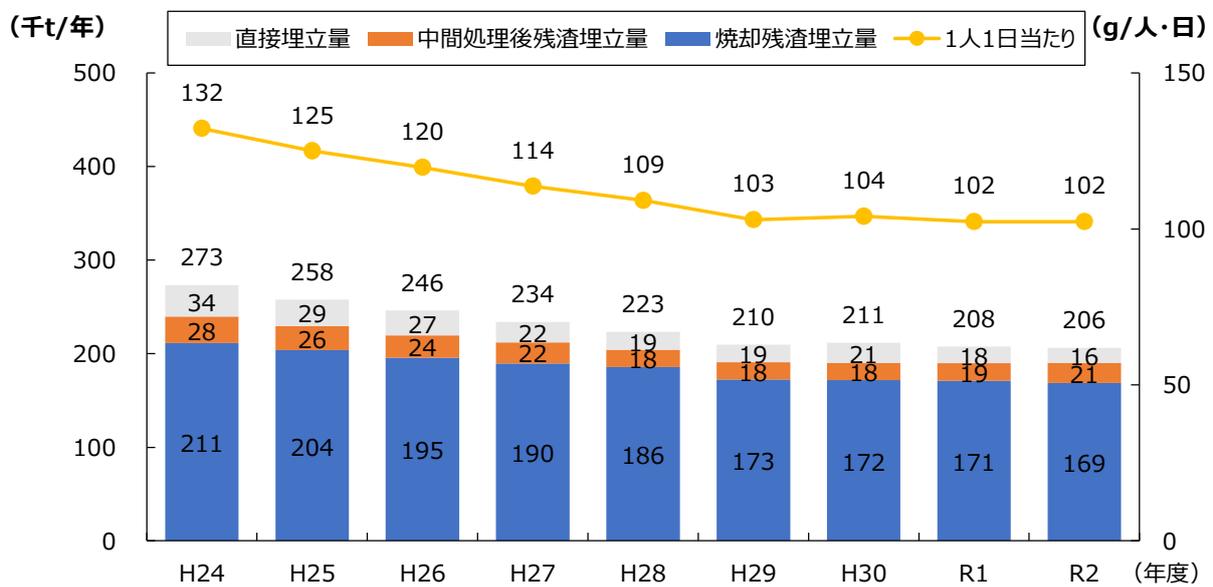


図14 最終処分量の推移

表3 県内7市の県全体に占める最終処分量の状況(令和2年度)

	兵庫県	県内7市	県内7市以外の市町
最終処分量	206,209 t/年 (100)	153,722 t/年 (75)	52,487 t/年 (25)
直接埋立量	15,962 t/年 (100)	8,034 t/年 (50)	7,928 t/年 (50)
焼却残渣埋立量	168,787 t/年 (100)	129,717 t/年 (77)	39,070 t/年 (23)
中間処理後残渣埋立量	21,460 t/年 (100)	15,971 t/年 (74)	5,489 t/年 (26)
1人1日あたり最終処分量	102 g (100)	110 g (108)	84 g (82)

※ 括弧内は、兵庫県全体の値を100とした場合の数値

※ 県内7市は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市を指す。

2) 全国平均との比較

- 1人1日当たり最終処分量を全国平均と比較すると兵庫県の方が多く、令和2年度では全国平均(79g/人・日)に対して、兵庫県では102g/人・日と約23g/人・日多い。
- 令和元年度の都道府県別の1人1日当たり最終処分量は、全国34位である。

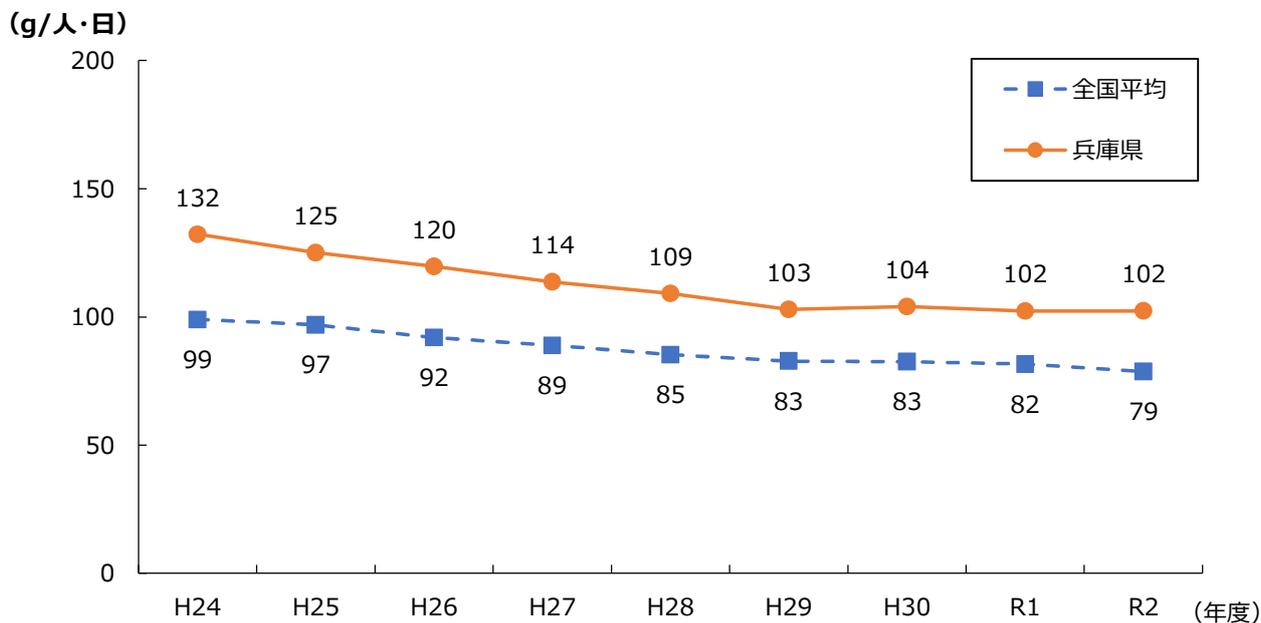


図15 1人1日当たり最終処分量の推移

資料) 『全国平均』 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」、『兵庫県』 兵庫県：「兵庫県の一般廃棄物処理」

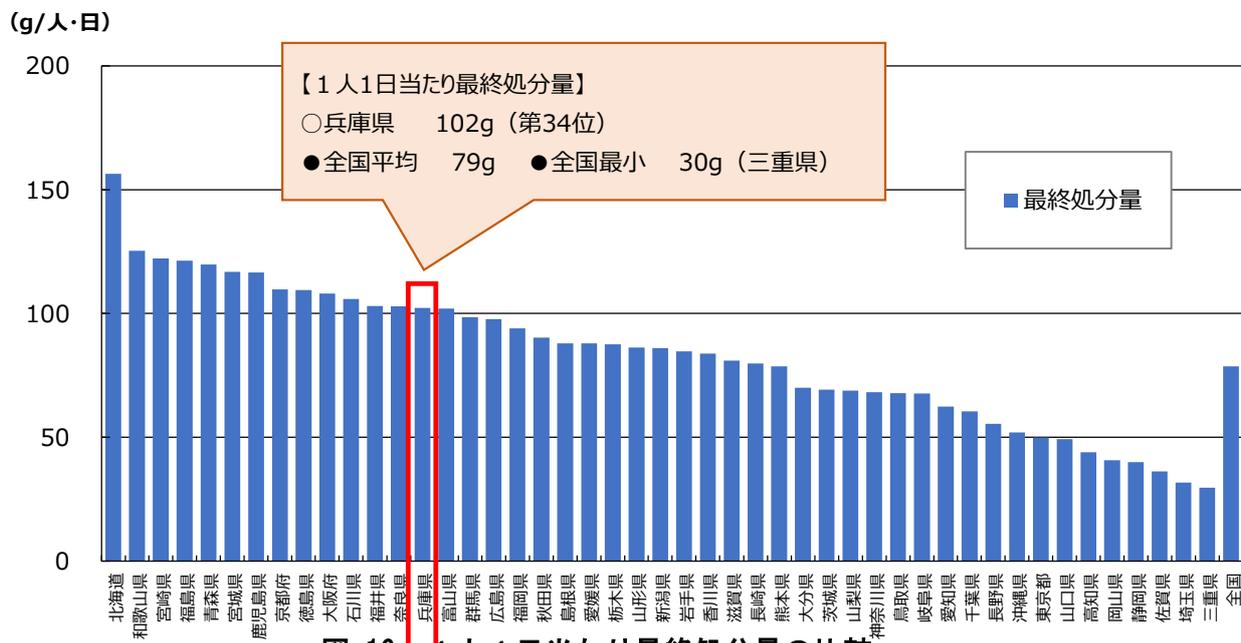


図16 1人1日当たり最終処分量の比較

資料) 環境省：「一般廃棄物処理実態調査結果」(令和元年度実績)

(4) 県内のごみ焼却施設の発電能力

ごみ焼却施設の新設により、発電能力の向上が進んでいる。

表4 県内ごみ焼却施設の発電能力の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
発電能力	102,445	102,952	103,024	105,324	108,174	113,074	113,074	113,074	113,074

資料) 兵庫県：「兵庫県の一般廃棄物処理」

(5) 現計画の中間目標（令和2年度）の達成状況と課題（一般廃棄物）

1) 達成状況

下表のとおり、ごみ発電能力以外については、令和2年度の実績値は中間目標（令和2年度）及び最終目標（令和7年度）の計画値を達成していない状況にある。

表5 現行計画に対する達成状況

		実績		計画値		達成状況
		平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
		【基準年度】	【現状】	中間目標	最終目標	
重点 目標	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※	525g/人日	507g/人日	483g/人日	463g/人日	×
	最終処分量	273千トン	206千トン <△25%>	198千トン <△28%>	185千トン <△32%>	×
目 標	排出量	2,034千トン	1,815千トン <△11%>	1,789千トン <△12%>	1,706千トン <△16%>	×
	1人1日当たりの 事業系ごみ排出量※	(305g/人日)	△10% (274g/人日)	△13% (266g/人日)	△21% (241g/人日)	×
	再生利用率	16.7%	15.5%	20%	22%	×
	ごみ発電能力	102,445kW	113,074kW <+10%>	113,074kW <+10%>	118,124kW <+15%>	○

※集団回収量を含まず、資源ごみを除く。
<>括弧内は基準年度（平成24年度）比

2) 評価

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化の影響を受けていると考えられ、ごみ処理においてもこれまでと異なった状況が発生している。

① 重点目標

ア) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

基準年度である平成24年度から継続して減少傾向にあったが、令和元年度から上昇傾向となった。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い在宅時間が増えた結果、断捨離により不燃ごみや粗大ごみが増加したことによる影響と考えられる。

イ) 最終処分量

基準年度である平成24年度から平成29年度まで継続して減少傾向にあったが、それ以降横ばいとなっている。令和2年度は焼却残渣量と直接埋立量は減少傾向にあるものの、中間処理後残渣量の埋立が10%程度増加していることが影響している。

② 目標

ア) 総排出量

基準年度である平成24年度から継続して概ね1%前後の減少率であったが、令和元年度から2年度にかけては3.4%の減少となった。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外食自粛や在宅勤務の増加により事業系ごみが10%程度減少し、自宅での食事回数の増加、宅

配サービスの利用拡大、ペットボトルや容器包装プラスチックの増加により家庭系ごみが1%程度増加したことによる。

イ) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

基準年度である平成24年度から令和元年度まで概ね横ばいの推移であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕著にあらわれ、10%程度減少した。

ロ) 再生利用率

基準年度である平成24年度から平成30年度までは概ね16.7%前後の再生利用率であったが、平成30年度から令和元年度にかけて1%の減少、令和2年度にはさらに0.2%の減少となった。

市町が処理し資源化へと回す中間処理後資源化量は基準年度である平成24年度から令和2年度まで一貫して上昇傾向にあるのと相反して、集団回収量は減少の一途であり、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により集団回収がひかえられた結果、令和元年度と2年度の集団回収量が大きく落ち込んだことが原因である。

イ) ごみ発電能力

市町のごみ焼却施設建設にあたっては国の循環型社会形成推進交付金を活用することとなるが、その交付要件としてエネルギー回収率がエネルギー回収型廃棄物処理施設は22.0%相当以上、さらに高効率なものとしては26.0%相当以上が求められる。基準年度の平成24年度以降、神戸市の港島クリーンセンターや西宮市の東部総合処理センター、北但行政事務組合のクリーンパーク北但等の発電設備を有するごみ焼却施設が計画的に建設され、稼働した結果、中間目標の令和2年度における計画値を達成した。

3) 課題

新型コロナウイルスの出現から3年が過ぎワクチンの接種等も進展が見られるなど、今後、ウイズコロナの状況に移行していくことが想定され、その状況下でのごみ処理さらには資源循環を想定した目標設定、施策の実施が求められる。

- ごみとなる前の段階でそれぞれのものを資源として有効活用し、また使用可能なものを繰り返し使っていくことでリデュースやリユースを進め、ごみ排出量の削減を進める。そして、やむを得ずごみとなる場合にも、容器包装やプラスチック等のリサイクルの徹底により可燃ごみ等の焼却量の削減を進め、粗大ごみや不燃ごみに由来する中間処理後残渣量の発生も抑制し、埋立量を削減していく必要がある。
- 事業系ごみについては、オフィスなどで発生する紙ごみの削減、あらゆる場所で利用されるプラスチックの削減、飲食店やスーパーで発生する食品残渣の削減等、幅広い業種において幅広いごみの排出削減に取り組む必要がある。
- 兵庫県は大阪湾フェニックス計画の受入区域内であるが、焼却灰やばいじんについてセメント製造の原材料として有効に活用し、資源循環量をさらに増加させることで、最終処分量の削減を進める必要がある。
- これまで、ダイオキシン類の削減や地域の状況を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築を目指し、100t/日以上のごみ焼却施設の整備、さらに発電によるエネルギー回収の観点からは300t/日のごみ焼却施設の整備といったごみ処理の広域化が進められてきた。しかし、平成30年の現計画の策定後、全世界的に地球温暖化対策が急速に推し進められており、我が国としても地球温暖化防止の観点から2050年カーボンニュートラルを目指して様々な分野において対

策を進めているところである。このため、本県でもごみ処理の分野において従来のごみ発電能力とは違った観点からの目標をもち、取り組んでいく必要がある。

- 新型コロナ感染症拡大の影響で、集団回収量については、平成30年度から令和元年度にかけて約19%、令和元年度から令和2年度にかけて約13%減少と減少傾向となっている。サステナブルファッションなど新たなライフスタイルに注視しつつ、従来型の新聞や雑誌、段ボール、さらにはペットボトルなども含め、住民が協力しやすいような集団回収の方法を見だし、集団回収量増加へとつなげていく必要がある。

2 産業廃棄物

(1) 排出量

1) 経年変化

- 令和2年度の産業廃棄物の排出量は21,209千tと推計され、前回調査時の平成27年度の24,449千tから減少傾向を示し、3,240千tの減少となった。

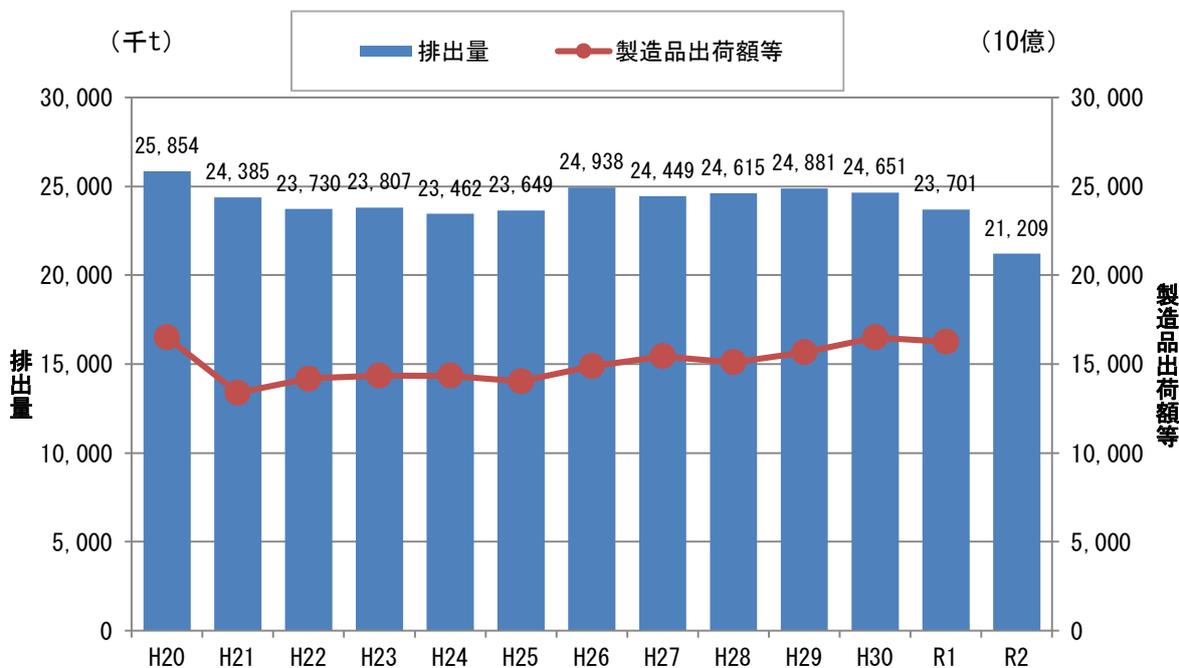


図17 産業廃棄物の経年変化

2) 種類別排出量

令和2年度の種類の産業廃棄物の発生量では、汚泥量が11,540千t（全体の約54%）で最も多く、次いで鉱さいの2,625千t（全体の約12%）、ばいじんの1,063千t（全体の約5%）の順となっている。

平成27年度と比べると、種類別排出量の上位の汚泥、鉱さい、ばいじんの排出量が減少しているが、がれき類は増加している。

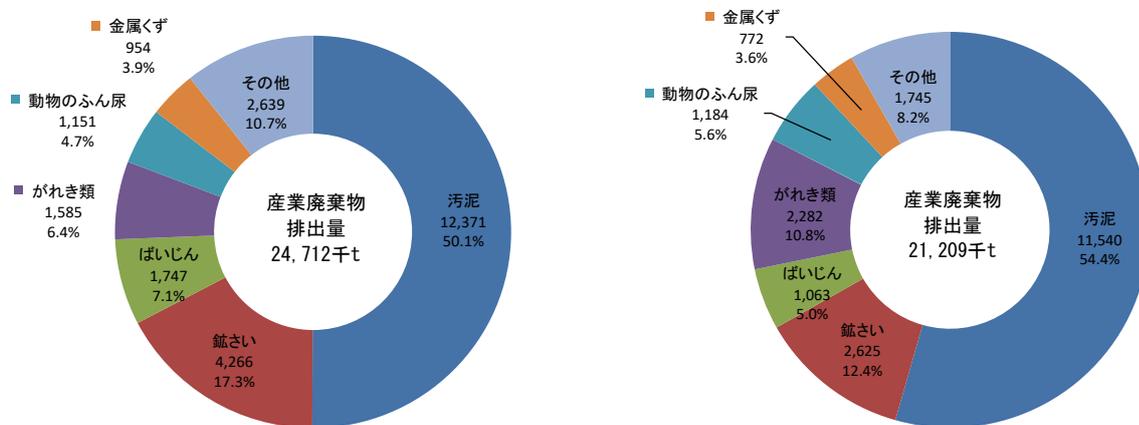


図18 種類別の産業廃棄物排出量（左：平成27年度、右：令和2年度）

(2) 再生利用量

- 令和2年度の産業廃棄物の再生利用量は8,457千tが見込まれ、前回調査時の平成27年度の10,600千tから大きく減少している。
- 令和2年度の再生利用率は約40%であり、平成27年度の43%から約3%の減となっている。また、全国平均（約53%）と比べると、約13%低くなっている。

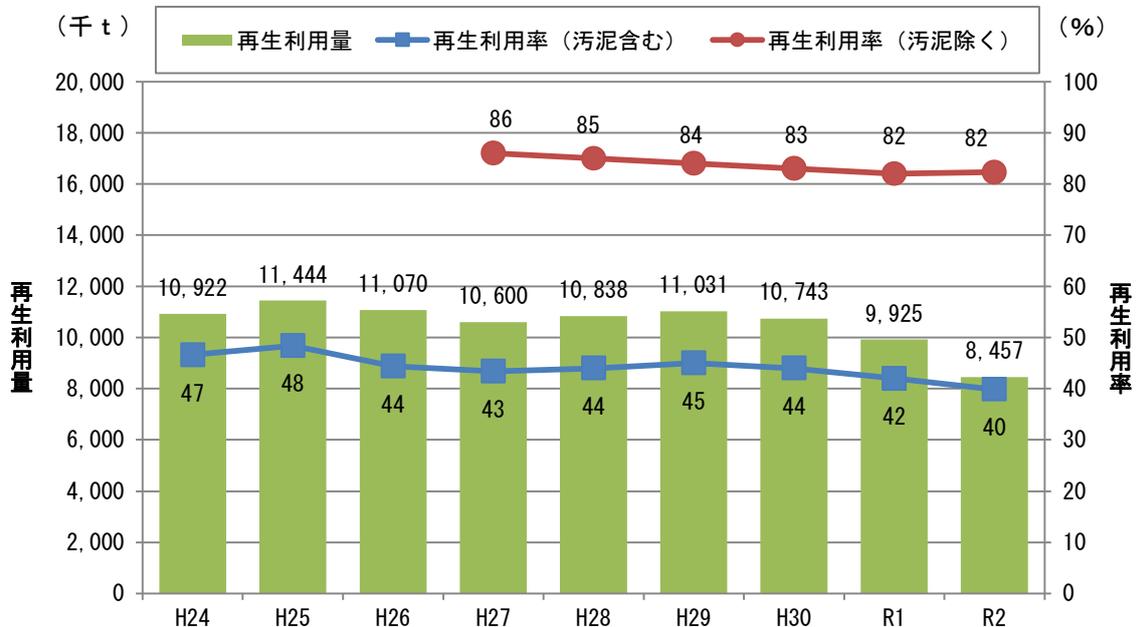


図19 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の経年変化

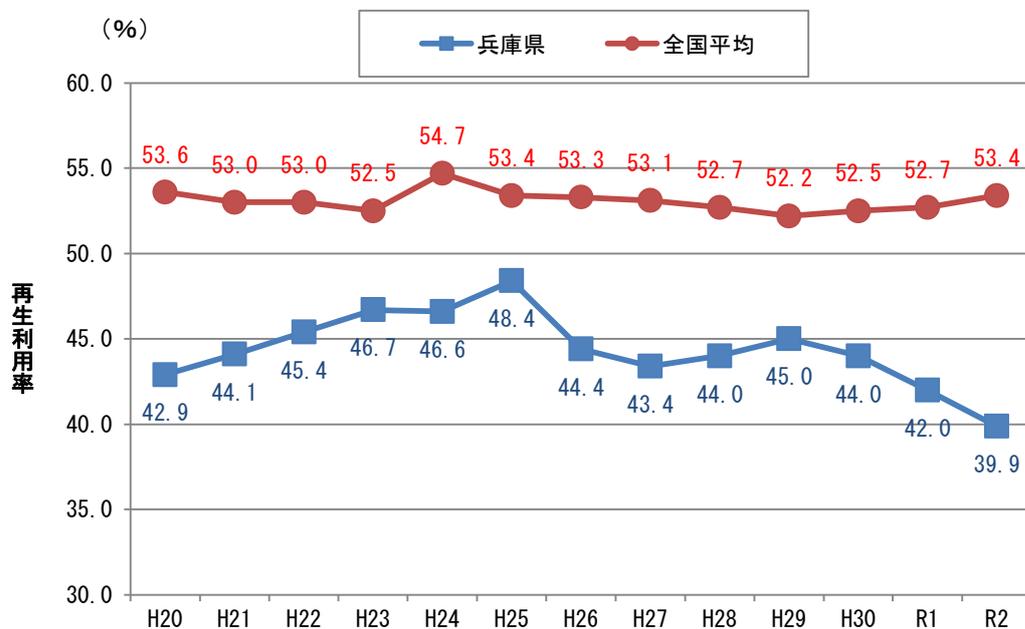


図20 産業廃棄物の再生利用率の推移

資料) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(全国平均)

(3) 最終処分量

- 令和2年度の産業廃棄物の最終処分量は542千tで、排出量の影響を受けつつ上下に変動し、前回調査時の平成27年度の580千tから減少している。

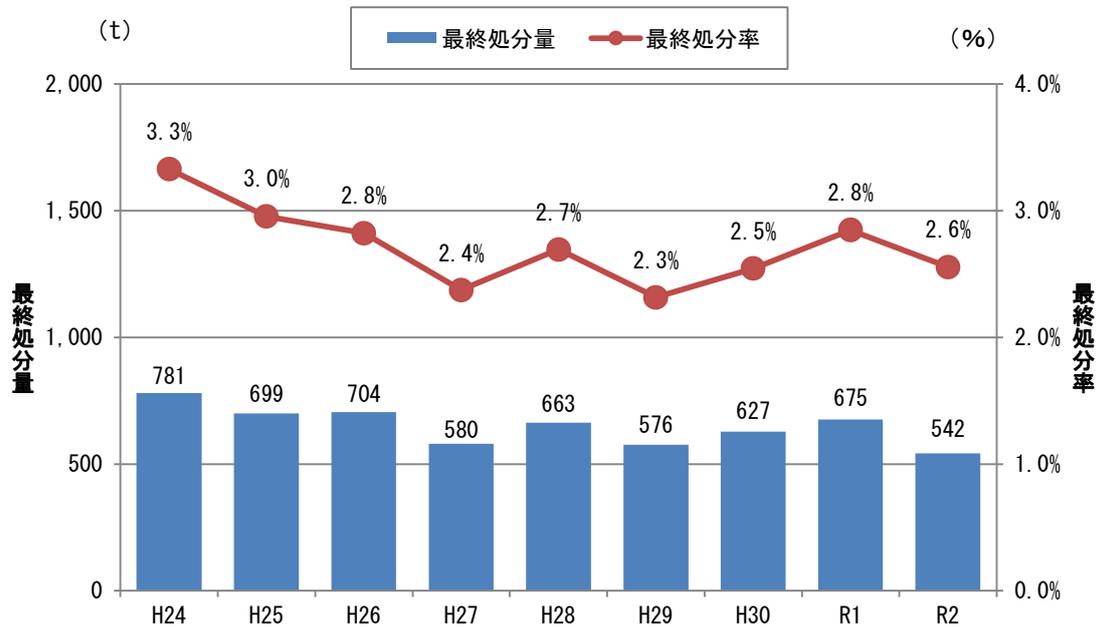


図 21 産業廃棄物の最終処分量の経年変化

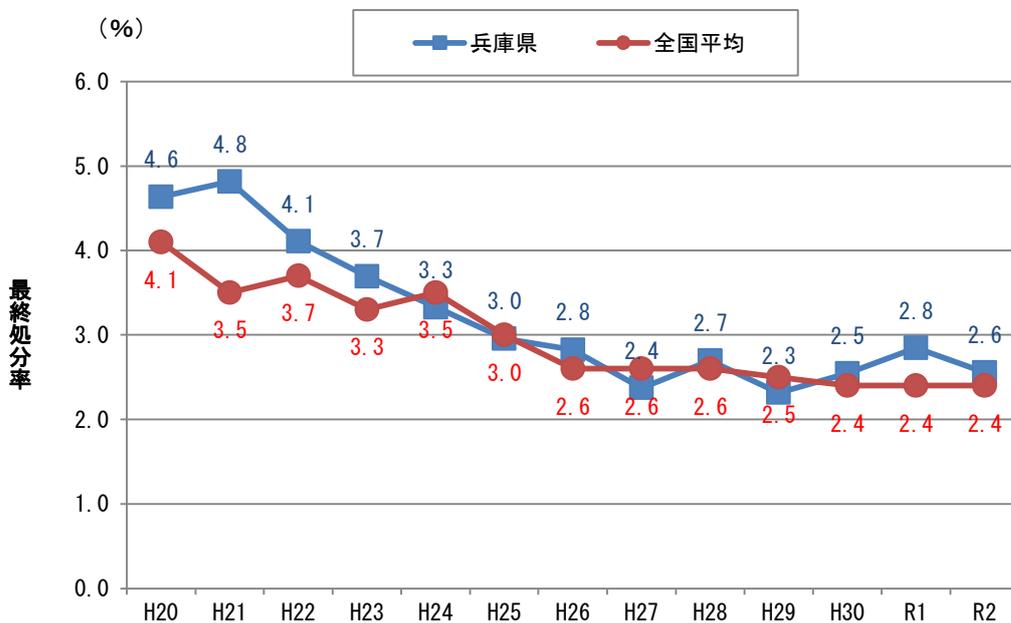


図 22 産業廃棄物の最終処分率の推移

資料) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(全国平均)

(3) 不法投棄件数と廃棄物量

- 産業廃棄物等の不法投棄（投棄量：10t 以上）の件数を見ると、10t 以上の不法投棄件数は平成 24 年度以降、増減を繰り返しながら、令和 2 年度実績では 4 件となっている。不法投棄量も件数と同様に減少傾向を示しており、令和 2 年度では 960t となっている。
- また、不適正処理（不法投棄、野外焼却）の件数の推移を見ても、増減を繰り返しながらも通報件数は減少傾向を示しており、令和 2 年度では不法投棄が 44 件、野外焼却が 12 件となっている。
- 不法投棄や不適正排出の件数は減少傾向にあるが、現状までに取り組んでいる対策を継続し、不法投棄や不適正排出の未然防止等に取り組んでいくことが望まれる。

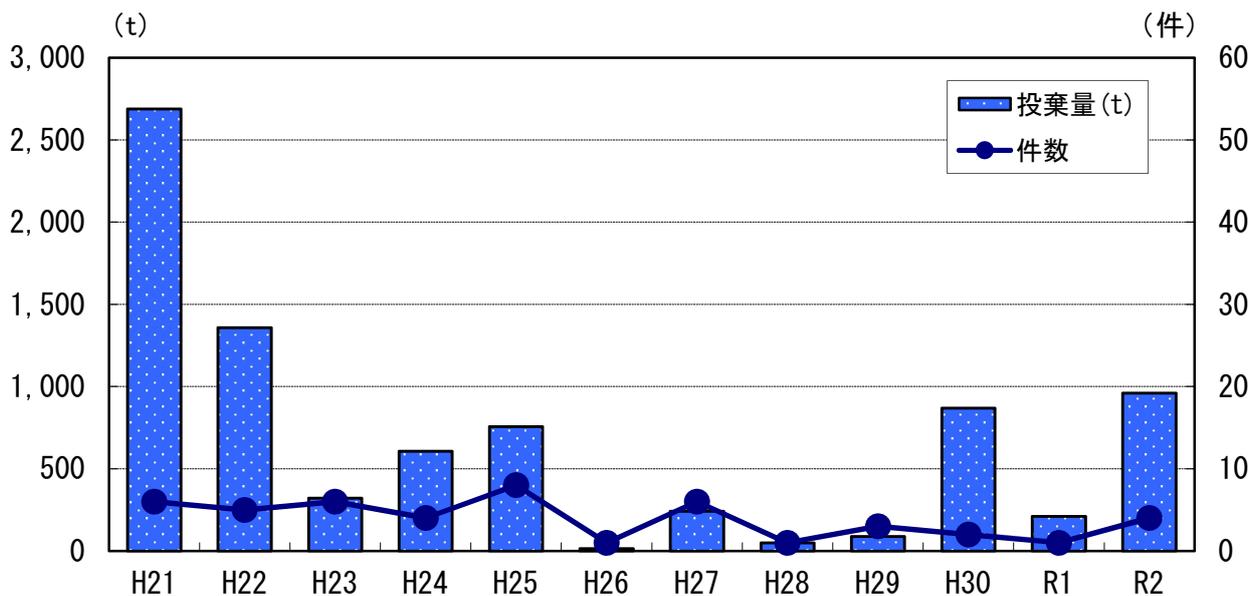


図 23 不法投棄件数・投棄量の推移(10t 以上)

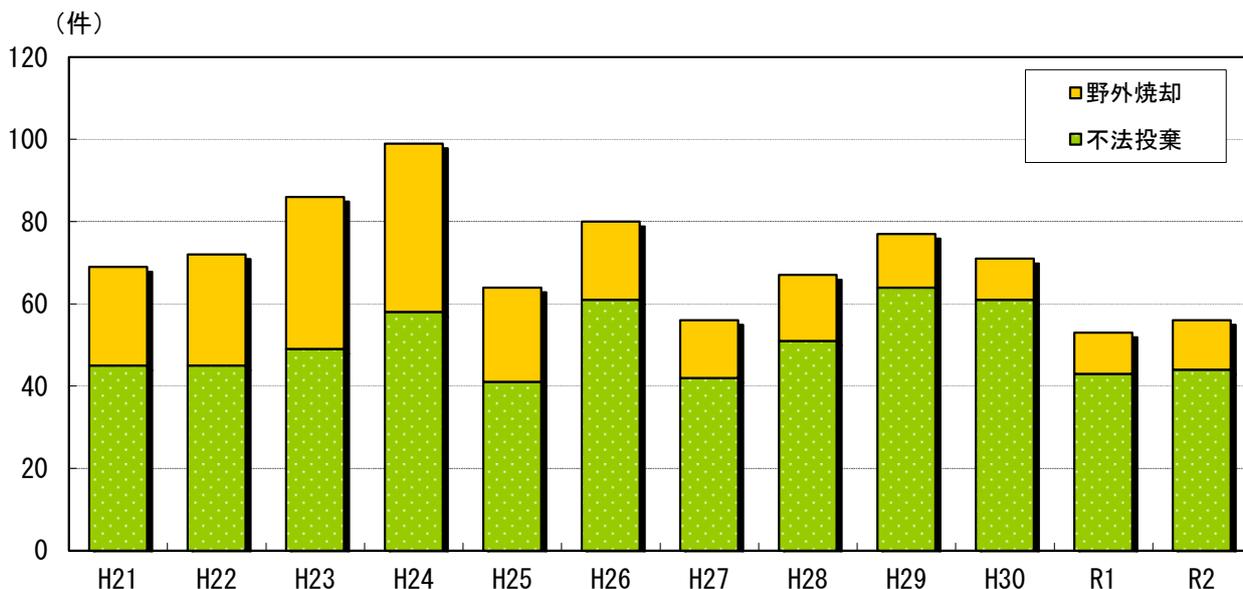


図 24 不適正処理に係る通報件数の推移

資料：「令和 3 年版環境白書ほか」

(4) 現計画の中間目標（令和2年度）の達成状況と課題（産業廃棄物）

1) 達成状況

下表のとおり、再生利用量（汚泥を除く）以外の項目については、令和2年度の実績値が中間目標（令和2年度）及び最終目標（令和7年度）を達成している。

表8 現行計画に対する達成状況

		実績		計画値		達成状況
		平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
		【基準年度】	【現状】	中間目標	最終目標	
重点 目標	最終処分量	781千トン	542千トン <△26%>	571千トン <△27%>	560千トン <△28%>	○
目標	排出量	23,462千トン	21,209千トン <△10%>	24,562千トン <+4%>	24,618千トン <+4%>	○
	再生利用率 (汚泥除く)	—	82%	86%	86%	×
(参考)	排出量 (汚泥除く)	—	9,669千トン	12,188千トン	12,484千トン	○

<>括弧内は基準年度（平成24年度）比

2) 評価

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業活動への影響を受け、令和元年度以降は統計値である製造品出荷額の減少が推定される。これが産業廃棄物の排出量等にも影響していると推定される。

特に、多量排出事業者の産業廃棄物の動きが全体の産業廃棄物の動きに影響を与えている。

① 重点目標

ア) 最終処分量

業種別の産業廃棄物の最終処分量（542千t）を見ると、製造業が320千t（全体の約59%）で最も多く、次いで建設業の129千t（全体の約24%）、電気・ガス・熱供給業の27千t（全体の約5%）の順となっている。

種類別の最終処分率を見ると、全国平均に比べて、ゴムくず、繊維くず、廃プラスチック類は最終処分率が低いが、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずなどは、全国平均よりも最終処分率が高い。

② 目標

ア) 排出量

平成27年度調査時と令和2年度とを比較すると、多量排出事業者の排出量が約2,700千t減少しており、これは県全体の排出量の約1割の減に相当する。

平成27年度調査時と令和2年度とを比較すると、業種別では鉄鋼業が約1,960千tの減となっており、品目別では鋳さいが約1,640千tの減、汚泥が約831千tの減、がれき類が約697千tの増となっている。

鉄鋼業での生産量の減や鉱さい販売・保管量の増、人口減やメタン発酵等の有効活用の進展による下水汚泥の減によるものと推定される。また、全排出量に対する製造業の排出量割合が約5%減となっている一方で、建設業は約3%増となっている。

イ) 再生利用率（汚泥を除く）

平成27年度調査時と令和2年度とを比較すると、再生利用量は約2,143千t減となっているが、これは、排出量が約3,240千t減少していることの影響もある。多量排出事業者の再生利用量が約1,900千t減少しており、この減少量は県全体の再生利用量の約22%に相当する。

平成27年度調査時と令和2年度とを比較すると、業種別では鉄鋼業が約2,150千tの減となっており、品目別では鉱さいが約1,317千tの減、がれき類が約583千tの増となっている。

また、全再生利用量に対する製造業の再生利用率が約4%減となっている一方で、建設業は約10%増となっている。

3) 課題

令和元年度以降の産業廃棄物の動きにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた事業活動の低下による影響が考えられるが、今後、ウィズコロナの状況に移行していくことが想定され、その状況下での産業廃棄物の適正処理さらには資源循環を想定した目標設定、施策の実施が求められる。

- 産業廃棄物となる前の段階でそれぞれのものを資源として有効活用し、また使用可能なものを繰り返して使っていくことでリデュースやリユースを進め、産業廃棄物排出量の削減を進める。そして、やむを得ず産業廃棄物となる場合にも、品目に応じた分別、リサイクルの徹底により産業廃棄物焼却量の削減を進め、中間処理後残渣量の発生も抑制し、埋立量を削減していく必要がある。
- 産業廃棄物量は景気変動の影響を受けやすいものの、処理フローに対しては多量排出事業者の影響が大きいことから、引き続き、処理計画の策定や実績報告等の機会を捉えて、廃棄物の減量化・再資源化の徹底を求めていく。
- 再生利用率が令和2年度は40%に減少しているが、これは鉄鋼業の鉱さいの排出量減、再生利用量の減の影響が大きい。これ以外の品目では、排出量の多い汚泥、がれき類、動物のふん尿の再生利用を引き続き進めていく必要がある。
- 動植物性残渣については、全国的な傾向と同じく、再生利用率が6割程度となっているため、食品リサイクル法に基づく再生利用をさらに進めていく必要がある。
- 現状では、廃油やプラスチック類については、エネルギー代替や燃料代替として焼却処理に回されることが多い。国においては、プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）や資源循環工程表（令和4年9月）を策定し、資源循環のみならず地球温暖化防止の観点から2050年カーボンニュートラルを目指していくとしている。このため、今後、廃油やプラスチック類については焼却処理から脱却し、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等を確実に進めていく必要がある。

3 施策の実施状況及び課題

(1) 発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進

1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

① ライフスタイルの変革

「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」(新しいライフスタイル委員会)が取り組む環境と調和したライフスタイルの展開に関する活動を支援している。

〔推進団体〕

新しいライフスタイル委員会（構成団体：兵庫県連合婦人会、兵庫県消費者団体連絡協議会、(一社)神戸市婦人団体協議会、学識経験者、報道機関等）

〔主な活動〕

- ・使い捨てプラスチック削減の普及啓発
- ・環境にやさしい事業者の顕彰 など

② ごみ減量化・再資源化に取り組む店舗等の指定制度の推進

空き缶、牛乳パックの回収や簡易包装の実施など、ごみ減量化や再資源化に取り組む店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定し、ごみ減量化等を進めている。平成20年度以降は市町の事業として取り組んでおり、令和3年9月1日現在で1,823店舗が指定されている（同趣旨の市町独自事業を含む。）。

③ 3キリ運動などによる食品ロス削減の推進

家庭では、食材の使い切り、食べ残しをしない食べきり、生ごみの水切りの「3キリ運動」をすすめ、飲食店では食品ロスが出にくい提供方法や30・10運動の展開など、市町とともに県民の意識啓発に取り組んでいる。

また、関係団体、スーパー、全市町、県で組織する「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」を設置（令和2年度）し、フードドライブ運動の全県展開を図っている。令和3年度は合わせて約21トンの食品を集め、福祉団体等に寄付した。

同ネットワークに参加する(生協)コープこうべ、(株)ダイエー、(株)イオン、(株)光洋、(株)マックスバリュ西日本、(株)イトーヨーカ堂の県内161店舗（令和4年9月現在）で運動を実施している。

「てまえどり」は、買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ、エシカル消費（社会や環境に配慮した購買行動）の一つであり、食品ロス削減のため消費者に「てまえどり」を呼びかけている。

令和2年度から、県内セブンーイレブン各店舗（約700店）で啓発資材（ルールポップ）を設置している。

④ 産業廃棄物多量排出事業者における排出抑制

廃棄物処理法では、年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者（県内約500社）に対して、処理計画の策定や実績報告等を義務づけており、廃棄物の減量化・再資源化を促進している。

県では、この計画や報告を活用し、総排出量の約8割を占める多量排出事業者に対し、減量化等の指導を行っている。

⑤ リユースの促進

市町のリサイクルセンターでは、粗大ごみの中から使えそうなものを展示し、住民が再利用する取組を進めている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により現在中断されているところが多いが、古着や古布のリユース・リサイクルのための取組として集団回収や拠点回収が行われている。

2) 質の高いリサイクル（再生利用）の推進

① 廃家電回収システム（兵庫方式）の体制強化

家電リサイクル法により、小売店やメーカー等に対し廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機）の回収と再商品化が義務づけられている。

同法では、買い替えの場合及び自ら過去に販売した家電以外は販売店に回収義務がないため、県では、兵庫県電機商業組合及び(公財)ひょうご環境創造協会と協力して、どの販売店でも回収するシステム（兵庫方式）を構築し運用している。

表9 廃家電4品目の県内指定引取場所での引取台数等の推移 (台)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
県内指定引取場所での引取台数	409,600	462,200	494,400	541,200	506,600
うち兵庫方式の回収実績	10,098	12,919	13,691	14,953	13,249

② 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進

携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電に含まれる有用金属等再利用を進める小型家電リサイクル法に基づき、国により再資源化事業計画が認定された事業者（全国 58 事業者、うち県内を収集区域とするのは 14 事業者）が小型家電類のリサイクルを行っている。

県内の全 41 市町が、回収ボックスの設置など小型家電リサイクルに取り組んでいる。

また、県は市町に対し、オリンピック・パラリンピック後のアフターメダルプロジェクトや広報紙を活用した効果的な普及啓発の促進、優良事例の紹介や個別に取組実施を指導している。

③ 無許可廃家電等回収業者への対応強化

市町の許可なく一般廃棄物を収集運搬することは違法行為である。このため、廃家電製品について、再使用に適しているかどうかを個別に判断し、再使用不能なものについては廃棄物と捉え、環境省の通知（「使用済物品の適正な処理の確保について」、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」）等に基づき、市町とともに厳格な対応を取ることとしている。

④ 資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進

地域住民による集団回収の充実や量販店等での店頭回収の利用などにより収集機会の増加を図るよう市町に助言している。

表10 集団回収・店頭回収の状況

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
集団回収量	t	162,914	153,231	146,882	139,882	114,281	108,954
うち店頭回収量	t	5,406	5,368	5,919	6,104	6,048	6,249

(出典：兵庫県の一般廃棄物処理（平成27年度～令和2年度）)

⑤ 容器包装廃棄物の分別収集の促進

容器包装リサイクル法は、住民が分別し、市町が収集した容器包装廃棄物を、容器包装製造・使用事業者の負担により再商品化するものであり、県策定の「兵庫県分別収集促進計画」及び市町・事務組合策定の「分別収集計画」に基づき、再商品化の取組を進めている。

表 11 容器包装廃棄物の分別収集の計画値

	平成 30 年度 (実績値)	令和 4 年度 (計画値)	令和 6 年度 (計画値)
容器包装廃棄物分別収集率 (収集実績量／発生見込量)	40.0%	41.9%	42.1%

⑥ オフィス等の古紙回収の推進

古紙減量・リサイクルを推進するため、県内市町の取組をとりまとめた「古紙減量・リサイクル事例集」を平成30年度に作成した。

紙ごみを含む事業系ごみの減量を促進するため、県内市町の事業系ごみハンドブックの記載内容を取りまとめた「事業系ごみハンドブック作成のための事例集」を同年度に作成した。

⑦ 建設廃棄物等の再資源化

建設リサイクル法により、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等については、コンクリート、建設発生木材、アスファルト・コンクリート等についてこれらを現場で分別し、再資源化することが義務づけられている。

県民局が解体現場の立入検査を行うとともに、年2回、建築部局と合同の立入検査も行っている。

表12 解体現場への合同立入検査数及び指導件数

区分	H29	H30	R1	R2 [※]	R3 [※]
合同立入検査数	199	218	177	80	93
指導件数	42	38	55	8	36

※R2, R3は新型コロナウイルスの影響で合同立入調査検査数を調整

⑧ 焼却灰等のセメント原料化の推進

平成22年8月から「焼却灰及びばいじんのセメントリサイクル事業」を住友大阪セメント(株)との共同事業として実施しており、県内の10市4組合※の焼却灰等(令和3年度処理実績11,090t)をセメント原料として有効に活用している。

施設利用率が焼却灰で55%、ばいじんで25%(県外品を含む。)であり、さらに、同協会や市町等との連絡調整を行うことにより、事業を円滑に促進していく。

※ 10市4組合 : 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、加古川市、赤穂市、丹波市、高砂市、南但広域行政事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、にしはりま環境事務組合、北但行政事務組合

⑨ ひょうごエコタウン推進会議の調査研究や事業化の推進

ゼロ・エミッションを目指して環境調和型のまちづくりを推進する「ひょうごエコタウン構想」が平成15年4月に国の承認を受けた。本構想により、廃タイヤガス化リサイクル施設、食品バイオマス飼料化施設などが整備された。

構想を更に推進するため、ひょうごエコタウン推進会議（事務局：(公財)ひょうご環境創造協会：会員数 198）が、各種の研究会で新たな事業化の検討を行っている。

表 13 ひょうごエコタウン推進会議の研究会活動（令和 4 年度）

事業名	概要		実施期間
鉄鋼スラグの利用 拡大研究会	陸域利用	・盛土施工現場において強度等を実測 ・鉄鋼スラグ混合土を盛土材料として使用する 際的设计・施工基準ガイドライン案を策定	20 年度～

3) 普及啓発、意識醸成

① 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施

平成 8 年度から市町等と連携して推進協議会を設置し、県内全域で環境美化の統一キャンペーン「クリーンアップひょうごキャンペーン」を展開している。

キャンペーン期間（毎年 5 月 30 日～7 月 31 日）は、県内各地で団体、地域住民、行政（県・市町）、小中学校、企業等が連携して、清掃等環境美化活動を実施するとともに、ポスターの配布や街頭でのキャンペーンを実施している。令和元年度から令和 4 年度は、海洋プラスチックごみゼロエミッションを目指した 3R の取組みを呼びかけるため期間を 2 ヶ月延長し、9 月末まで実施している。

【令和 3 年度実績】 参加人数 207,473 人 ごみ回収量 4,073 t

② 環境学習・教育の展開

兵庫の豊かな自然・風土を生かしながら、乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」「発見」し、自ら「学び」「行動」する環境学習・教育を推進するとともに、地域の自然の中での豊かな体験を通してふるさと意識を育てている。特に、学校園では、リサイクル等ごみ問題に関して次のような取組を実施している。

ア 小・中学校及び高等学校で、3R などの環境に配慮した消費生活などの環境学習と経済の循環や社会的制度が結びついた教育

イ 幼稚園・保育所及び小学校で、給食等の牛乳びんのリユース及び牛乳パックをリサイクル

ウ 地域の環境問題の学習（市町等のごみ処理施設の見学）

(2) 廃棄物の適正処理の推進

1) 適正処理対策の推進

① 排出事業者、処理業者に対する適正処理指導

廃棄物処理法では、排出事業者責任の原則のもと、適正処理確保の観点から、排出事業者に対して、ア)適正な委託契約、イ)マニフェストの交付、ウ)最終処分の確認を義務づけている。県では、排出事業者等に立入り検査を実施し、法令遵守の徹底を図っている。

また、産業廃棄物処理業を行う場合や、産業廃棄物処理施設を設置する場合には、廃棄物処理法に基づく許可が必要であり、その許可にあたっては、同法に基づき厳正に審査を行い、適正な処理施設の確保に努めている。

② 電子マニフェストの普及促進

不法投棄未然防止対策として、紙マニフェストに比べ、偽造が困難で、情報の共有と伝達に優れている電子マニフェストの普及を県内の多量排出事業者を中心に促進している。

(電子マニフェスト加入数：9,321事業者(令和4年3月末現在))

③ 有害廃棄物（アスベスト廃棄物、PCB廃棄物、水銀廃棄物）の適正処理の推進

建設リサイクル法の立入の際にアスベスト廃棄物の適正処理を指導するとともに、アスベスト研修会を通じて、適正処理を普及・啓発に取り組んでいる。

PCB廃棄物の適正処理としては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）大阪事業所で平成20年度から県内の高濃度PCB廃棄物（トランス類、コンデンサ類等）、平成27年度からJESCO北九州事業所で高濃度PCB廃棄物（安定器等）の処理を開始した。

高濃度PCB廃棄物等は計画的処理完了期限を過ぎたため、新たに発見した高濃度PCB廃棄物については、未処分事業者等に対し、速やかな処分を強く指導するとともに、指導に従わない事業者等には改善命令や行政代執行等の行政処分により、事業終了準備期間中に処理を完了させる。また、低濃度PCB廃棄物については、全国37箇所(令和4年4月1日現在)の民間事業者の施設により処理が行われており、令和9年3月31日の処理期限に向けて速やかな処分を指導している。

水銀廃棄物については、排出者や処理業者に対して新たな規制内容を周知し、適正な処理を推進している。

④ 海岸漂着ごみ対策の推進

海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物処理推進法に基づき、瀬戸内海沿岸及び日本海沿岸の海岸漂着物対策推進地域計画を策定（平成23年3月・令和2年3月改定）し、各海岸管理者等（県・市町等）が海岸に漂着・散乱している漂着ごみ等を処理するとともに、漂着ごみ等の発生を抑制するための普及啓発事業を実施している。

⑤ 漂流ごみ・海底ごみの回収ルートの確立

漂流ごみ、海底ごみについては、明確な管理者がおらず、処理責任の所在が曖昧になりがちだが、漁業者の協力を得て、国の10/10の負担のもと、回収・処理事業を展開している。

2) 適正処理体制の整備

① ごみ処理の広域化の基本方針

県は、市町の意向を最大限に尊重しながら、環境への負荷の低減、効率的な資源循環、強靱な一般廃棄物処理システムの確保、地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化、平常時及び災害時の広域的な協力体制に留意しつつ、広域化に向けた市町間の調整を行っている。

② 大阪湾フェニックス事業の推進

大阪湾圏域での廃棄物(産業廃棄物を含む)の適正な海面埋立による生活環境の保全と港湾の秩序ある整備による地域の均衡ある発展を目的として、「大阪湾フェニックス事業」を促進している。

現基本計画（令和4年8月変更認可）では、2期処分場である神戸沖、大阪沖処分場がそれぞれ令和12年度、令和14年度には受入れが終了する。このため、次期処分場は、神戸港と大阪港で検討し、このうち神戸港については、具体化に向けた検討を先行して進めている。

③ 産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用

産業廃棄物処理業者を対象とした優良評価認定の新制度が平成23年4月1日から施行され、令和3年度末現在360件の認定を行った。

④ 産業廃棄物処理施設の適正な設置の推進

産業廃棄物処理施設の設置に際しては、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」(平成元年9月施行)に基づき、地域住民のコンセンサスを得た事業となるよう、地域住民の意向を踏まえつつ、必要に応じ、地元市町長への協力要請、環境審議会の意見聴取等を行っている。

<参考> ・ 条例手続終了 409 件
 ・ 条例手続中 18 件 (合計 427 件：令和4年3月末現在)

⑤ 廃棄物処理施設の監視

廃棄物処理法政令市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)と連携し、(一社)兵庫県産業資源循環協会による研修会の開催等により、処理業者の資質向上を図るとともに、処分業に重点を置いて立入検査を実施し、不適正な事項が判明した場合は厳格に対応している。

表 14 産業廃棄物処理業者への立入検査状況(令和3年度)

対象処理業者数 (県所管、延べ)	立入 検査数	行政措置			
		行政処分		行政指導	
		許可取消	左記以外	文書	口頭
10,267	309	11	0	1	133

3) 不法投棄対策の推進

① 不法投棄の防止対策の充実・強化

刑事告発も視野に入れた不法投棄現場の監視及び広域的な不法投棄事案に対応するため、県警出向者3名により機動的な監視・指導を行っており、廃棄物の撤去指導、適正処理状況の確認などで成果をあげている。

また、不適正処理事案の早期発見、早期対応を図るため、県警OBからなる6名の不適正処理監視員を県民局に配置している。監視班との強力な連携のもと管内の監視や事業者・処理業者への指導を実施している。

② 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に対する条例」による規制

産業廃棄物等の不適正な処理を未然に防止するため、産業廃棄物及び特定物(使用済自動車、使用済自動車用タイヤ、使用済特定家庭用機器)の保管の届出制、土砂埋立等の許可制を内容とする「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」及び廃棄物処理法との一体的な指導強化により、不法投棄の未然防止・拡大防止に努めている。

土砂埋立等の許可にあたっては、廃棄物の混入防止や、土砂崩落事故のような災害の発生防止措置等の審査を行うとともに、立入検査により許可基準の遵守状況を監視している。

<参考> ○ 届出等の状況(令和4年3月末)

- ・ 産業廃棄物保管届 35 件
- ・ 特定物多量保管届 11 件
- ・ 土砂埋立等の許可(1,000 m²以上) 198 件

○ 建設資材廃棄物引渡完了報告(令和4年3月末) 1,975 件

③ 不法行為に対する厳格な対応

悪質事案については、県警と連携し改善命令や刑事告発を実施している。

④ 「廃棄物エコ手形制度」の推進

東播磨県民局や北播磨県民局では、産業廃棄物処理業者と地域住民が協働して不法投棄事案の原状回復を行う「エコ手形制度」を推進している。また、北播磨県民局や丹波県民局では、住民を不法投棄防止活動推進員に任命し、監視活動を行うなど、不法投棄を許さない地域づくりが進んでいる。

各県民局でも住民、処理業者、行政の協働による不法投棄物の撤去活動に取り組んでいおり、住民との合同監視パトロールの実施や自治会への監視カメラの貸出など、地域住民と連携した「不法投棄を許さない地域づくり」を推進している。

(4) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進

1) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進

① 高効率ごみ発電施設の導入促進

一般廃棄物の焼却施設を整備する際には、高効率ごみ発電施設の導入を促進している。令和2年度は県内19施設(8市、6事務組合)のごみ処理施設で発電を行い、総発電量は609,281MWhであった。また、16施設で売電を行っており、令和元年度の売電量は303,262MWh、売電収入は3,742,907千円であった。

<ごみ処理施設での発電例>

姫路市 エコパークあぼし 402t/日 10,500kW

② 竹チップボイラー実用化に向けた研究開発の支援

ひょうごエコタウン推進会議で、放置竹林を資源として継続的に利活用できるよう、竹の伐採から利用拡大までの調査研究を実施した。

③ 廃棄物系バイオマスの利活用の促進(バイオマス発電・バイオマスボイラー等)

ア 「兵庫県バイオマス活用推進計画2030」(計画期間:令和3~12年度)を策定し、)経済性等を踏まえたバイオマスの発生地域での利用推進(バイオマスの地産地消)、利用が進んでいない間伐材の利活用を最重点に推進(発電用燃料として活用)している。

イ 県内の市町や事業者等の先導的なバイオマス利活用の取組を「ひょうごバイオマスecoモデル」として登録し、推進大会での事例発表や県HP等での情報発信などにより取組の普及・拡大を推進(令和4年5月:63件を登録)

この他、廃食用油からBDF(バイオディーゼル燃料)を製造し、トラクターや公用車(洲本市)等での活用を進めている。

④ 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥中には有機物やリンなどが含まれており、メタン発酵と発電を組み合わせたり、リンを回収したりする取組が進んでいる。高カロリーなため、固形燃料としての利用方法も開発されており、従来の脱水・焼却・埋立といった処分方法から資源循環へと展開していく必要がある。

(5) 課題

- ① 廃棄物となる前の段階でそれぞれのものを資源と捉え、循環、有効活用していくことを考えなければならない。そのために、3Rに加え、リニューアブルの観点からの取組を進めていく必要がある。

【3R、リニューアブルの取組】

- まずは、リデュースとして、無駄なものは買わない、もらわない、買物をするときごみとなる量が少ない製品や食品を選ぶ、ものは大切に長く使う、買った食品は無駄なく料理する、食残しをしない、マイボトルやマイカップを使用するといった、取組を徹底する。
 - 次にリユースとして、不要なおもちゃ、衣類、家具、電気製品などを必要とする人に譲る、何度も利用できるガラスびん等の容器が使用されている製品を選び、不要になればお店に返す、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する取組を進める。
 - リサイクルとして、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法を踏まえ、市町等の分別収集に協力する、古紙や衣類等は集団回収に分別して出すの取組を行う。
 - リニューアブルとして、環境への負荷が大きい石油由来のプラスチック製の袋や容器を植物をもとに作られる素材等、再生可能な資源に替える取組を進める。
- ② 身の回りのありとあらゆるところに使用されているプラスチックを資源として循環していく取組、食品ロスが発生しないような生活スタイルやサステナブルファッションの拡大を進めていく必要がある。
- ③ このため、引き続き、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等により個別の製品に着目した各種リサイクル法を推進し、さらに素材に着目しプラスチック資源循環促進法によりプラスチック資源循環を進めるとともに、食品ロス削減推進法により家庭や飲食店で発生する食品ロスの削減を進めていく。また、引き続き産業廃棄物の発生抑制への取組を進めるよう、多量排出事業者を中心に指導していく必要がある。
- ④ SDGs が行動規範とも言えるような社会が既に到来しており、製造段階から流通、消費までのあらゆる段階で資源循環に配慮していくサーキュラーエコノミーへの移行を加速していく必要がある。
- ⑤ マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを優先的に進め、やむを得ず焼却せざるを得ない廃棄物については高効率発電や熱利用により、エネルギー回収を徹底していく必要がある。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設は必要不可欠な施設であることから、地域住民の理解が進むよう事業者による丁寧な説明の実施が重要である。県としては立入検査等により、施設が適切に運転管理されているか等を厳格に確認していく必要がある。
- ⑦ 廃棄物の不法投棄・不適正処理については、地域と行政が一体となって継続的に監視していくことで予防が可能と考えられることから、引き続き関係者の協力体制の確保が重要である。また、不法投棄等は悪質化の傾向が見られることから、未然防止と厳正な対処を進める必要がある。
- ⑧ PCB 廃棄物の処理完了を目指し、高濃度 PCB 廃棄物が発見された際には速やかに対応する必要がある。また、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間も令和9年3月に迫っていることから、国の関与のもと、掘り起こし調査等を適切に行っていく必要がある。